

# 令和 8 年度 神戸観光局 簡体字・繁体字 SNS 運用業務

## 委託事業者選定（公募型プロポーザル）公募要領

### 1. 業務名

令和 8 年度 神戸観光局 簡体字・繁体字 SNS 運用業務

### 2. 事業目的

神戸観光局（以下「当法人」という）では、簡体字・繁体字の各種 SNS アカウントを保有し、中国語圏へ向けた神戸の認知拡大、誘客及び消費促進を目的に情報発信を行っている。業務遂行にあたり、優れた中国語の言語能力、簡体字・繁体字 SNS に関する専門知識や技術に加え、神戸の地域事情に精通している必要がある。これらの知識や技術を有し、類似業務に実績のある専門業者に委託するため、公募型プロポーザル方式による業者の選定を行う。

### 3. 業務内容

別紙「令和 8 年度 神戸観光局 簡体字・繁体字 SNS 運用業務」仕様書 のとおり

### 4. 契約予定期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※受託者の業務履行が良好であると当法人が判断した場合、最長 3 年間（令和 8 年度から令和 10 年度まで）の契約更新を実施する可能性がある。

### 5. 契約金額の上限額

5,000 千円（消費税および地方消費税を含む）

※支払い時期や回数は受託者と協議の上決定し、運営報告書による履行確認後に当法人の検収を経て支払う。

### 6. 応募資格

下記要件をすべて満たすこと（法人、個人は問わない）。

- ・ これまでに本事業と同種又は関連する活動実績があること
- ・ 本邦内に活動拠点を有し、当件について対応できるスタッフが常駐していること
- ・ 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること
- ・ 守秘義務を遵守できること
- ・ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体でないこと
- ・ 過去に禁固以上の刑に処せられたものでないこと。または、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条

第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ・ 神戸市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと
- ・ 神戸市における請負および委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ・ 国税及び地方税を滞納していないものであること
- ・ 銀行取引停止処分を受けていないこと

## 7. スケジュール

- ・ 3 月 16 日(月)：公募要領発表、質問受付・提案募集開始
- ・ 3 月 16 日(月)～19 日 (木)：質問受付
- ・ 3 月 25 日(水)：質問回答日
- ・ 3 月 31 日(火)：企画提案書提出締切 (17 時必着)
- ・ 4 月上旬：書類審査
- ・ 4 月上旬：プレゼンテーション審査 ※書類審査通過者のみ
- ・ 4 月中旬：審査結果通知
- ・ 5 月：契約締結

## 8. 応募方法等

### (1) 募集要領について

- ・ 募集要領等の公表、各書類の交付： 令和 8 年 3 月 16 日(月) から
- ・ 交付場所： 一般財団法人 神戸観光局ホームページ内に掲載 <https://kobe-dmo.jp/>

### (2) 質問及び回答

- ・ 質問がある場合は、質問書（様式第 2 号）に必要事項を記載し、メールにて送信すること（電話・FAX による受付は行わない）。

- メール件名：「令和 8 年度 神戸観光局 簡体字・繁体字 SNS 運用業務」質問／事業者名
- 質問書送付先：kobe\_cntw@kcva.or.jp
- 質問受付期間：令和 8 年 3 月 16 日(月)～19 日 (木)

- ・ 回答は、令和 8 年 3 月 25 日 (水) を目途に、上記 8 (1) に記載のホームページにて公開する。

### (3) 提出書類

- ① 応募申込書 (様式第 1 号)
- ② 企画提案書 (A4 横版、様式自由)

以下項目の内容を含んだ上で、適性が評価できるような具体的な記述となるよう留意すること。なお、これ以外にもアピール点や提案があれば自由に追加しても構わない。

- ・ 会社概要（法人名、代表者、資本金、所在地、業務内容、組織体制等）
- ・ 本業務実施にかかる体制及び役割（責任者も明記のこと）
- ・ これまでの類似・関連業務の実績
- ・ 各アカウントの運用方針および設定目標
- ・ SNS 投稿例：以下の要件を満たした内容で、作成及び投稿面での工夫点を明記すること。  
(ア) お題：「夏の神戸の楽しみ方」

- (イ) 形式：RED での投稿を想定して作成 ※画像・動画は問わないが、効果的な方法を提案すること
- (ウ) 素材：制作に必要な素材は、当法人が運営する観光サイト（神戸公式観光サイト「Feel KOBE」、神戸観光写真ライブラリー「Feel Photo <https://www.feel-photo.info/>」）から自由に利用できる。また、応募者自身による撮影や取材も妨げない。

- ・ Instagram および RED アカウント開設後に実施するキャンペーン内容の企画
- ・ フォロワー数やリーチ数の増加につながる施策(契約上限額内で実施できること)

③ 見積書(様式自由)

- ・ 積算根拠を示した内訳を記載すること。
- ・ 消費税及び地方消費税、事業にかかるすべての費用（人件費、渡航費、通信費、交通宿泊費、物品費等）を含むこと。

④ 参考見積書(様式自由)

次年度以降の契約更新の可能性を想定し、下記業務の参考見積りを提出すること。必須掲載項目は下記のとおり。なお、参考見積書の価格は本公募の審査には影響しない。契約更新の際には、コンテンツ制作件数等について、改めて双方で協議するものとする。

- ・ 運用アカウント
- ・ 投稿形式、頻度
- ・ 取材撮影
- ・ 報告

(4) 提出方法と提出体裁

以下メールアドレスあてに電子メールで送付すること。送付の際は、件名を「令和 8 年度 神戸観光局 簡体字・繁体字 SNS 運用業務」とし、各書類については PDF ファイルとすること。また、送付後、担当部署（「11. 問い合わせ先」参照）に電話等で受領の確認を行うこと。（メールアドレス：kobe\_cntw@kcva.or.jp）

(5) 提出期限（PDF ファイル送付期限）

令和 8 年 3 月 31 日(火) 17 時 必着

(6) 応募に関する留意事項

- ・ 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・ 企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、これらの書類は、当事業の委託先の選考に関する目的以外には使用しない。
- ・ 応募書類の提出後の差し替えは認めない（但し、委託者が補正等を求める場合は除く）。
- ・ 提案内容を第三者に公開、提供しないこと。
- ・ 著作権侵害があった場合、応募者が責任を負う
- ・ 本業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- ・ 提出期限以降に提出された応募書類については、受理せず無効とする。
- ・ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- ・ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

## 9. 提案の審査・選定方法

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、(2) 評価項目に基づき提出書類及び、応募者によるプレゼンテーションにより審査を行う。プレゼンテーションの形式は対面またはオンラインとする。なお応募者多数の場合は書類による一次

審査を行い、審査通過者のみプレゼンテーションを行う。審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

## (2) 評価項目

① 法人としての受託適性 (10 点)

② 運営体制 (20 点)

③ 企画内容に対する創造性およびスキル (50 点)

※うち 10 点を SNS 投稿例、10 点をアカウント開設キャンペーン案の評価に配点する。

④ 地元企業等に対する優先的取り扱い (10 点)

⑤ 見積 (提案価格、経費内訳の妥当性) (10 点)

※地元企業等とは、本社や支社、営業所などの事業所を神戸市内に有する者を指す。

※同点の場合は、③の点数が最も高い応募者を受託候補者として決定する。

※合計点が 60 点に満たない場合は、採用しない。

## (3) ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

## (4) 審査結果の通知

結果については、上記 8(1)に記載のホームページにおいて公開する。

## 10. 契約の締結等

(1) 採択後、契約候補者と契約交渉し、仕様書及び企画提案書に基づき細部について協議したうえで、神戸観光局所定の「委託契約約款」を準用し、委託契約を締結する。なお、採択後は契約締結前であっても、業務移行を円滑に進めるため、当法人および現受託者と十分な打合せや引継ぎを行い、速やかに業務に着手できるよう準備すること。

(2) 受託候補者が応募資格を満たしていないことが分かったとき、失格行為のあったことが分かったとき、その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったときなどの場合は、次点者が受託候補者になることがある。

## 11. 問い合わせ先

(一財) 神戸観光局 観光部 担当：北村・太田

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 (三宮ビル東館 9 階)

電話：078-262-1905 Email: kobe\_cntw@kcva.or.jp